### 平成25年第2回広域紋別病院企業団議会定例会会議録(第1日)

### 1 開会日時

平成25年9月30日(月)

開会 午前10時00分

### 2 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第5号 広域紋別病院企業団議会会議規則の一部改正について

日程第3 一般質問 野村淳一君

日程第4 報告第1号 平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更 する規約について)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 の一部を変更する規約について)

日程第6 議案第3号 平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算の認定について

日程第7 議案第4号 平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)

## 3 出席議員(10名)

諄	長	柴	田		央	君	副議長	Щ	Ш	孝	義	君
	2番	森	本	秋	嘉	君	3番	宮	Ш	正	己	君
	4番	野	村	淳	_	君	5番	石	田	久	就	君
	6番	Щ	中	憲	_	君	7番	大	原		滿	君
	9番	田	村	高	志	君	10番	花	田	_	夫	君

# 4 欠席議員(なし)

## 5 説明員

企 業 長	千 賀 孝	治 君	事務 局長	久保田	政 弘 君
事務局次長	高 野 昭	一 君	事務 部長	渡 辺	幸彦君
建設準備室長	小 見 研	一 君	総務課長	西 田	尚市君
医事 課長	伊藤	聖 君	建設準備室主幹	森 谷	裕 一 君
建設準備室主幹	小野寺 賢	治 君	事務部参事	笹 谷	昌樹君
総務係長 兼建設準備室主査	藤原正	樹君	職員係長	高 橋	博 明 君
経営管理係長	坂 井 利	孝 君	医事 係長	宮 本	明 君
建設準備室主査	米 田	晃 君			
○監査委員	斉 藤 博	哉 君	書記	遠藤	雅人君

## 6 議会出席職員

書記長小笠原昭廣君 書記 浜屋武志君

# 一般質問通告

# 野 村 淳 一 君

- 1. 医師の招へいの現状と見通しについて
- 2. 新病院建設にかかわって
- ・建設工事の入札について
- ・医師、職員公宅建設について
- 3. 新病院のあり方と住民との関係について
  - ・新病院の姿をもっと住民に伝えるべき
- 4. 院外薬局の整備について
- 5. 現在の病院施設のあり方について

#### 午前10時0分 開会

○議長(柴田 央君) ただいまより本日をもって招集されました平成25年第2回広域紋別病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数はただいまのところ10名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、5番石田久就君、9番田村高志君の両君を指名いたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

浜屋書記。

○書記(浜屋武志君) ご報告申し上げます。

まず、本日の配付文書でございますが、本定例会議事日程、説明員等報告、一般質問通告書を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1から第7までとなってございます。

以上で報告を終わります。

○議長(柴田 央君) これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第5号については、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより議案第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第5号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告者は4番野村淳一君であります。

発言を許します。

4番野村淳一君、登壇願います。

**〇4番(野村淳一君)** 私は、さきに通告をいたしておりました順に従い、質問させていただきます。

最初に、医師の招聘とその見通しについてお尋ねをいたします。

何よりも常勤医師の安定的な配置こそ住民の安心と病院の維持に欠くことのできないものであります。しかし、言うまでもなく医師の招聘については、依然厳しい現状にあると考えますが、今年3月の第1回定例会において私の質問に、医大側から何とか25年度中には派遣したいとの話も伺っていると、そういうご答弁をいただきました。一定希望の持てる話だと思ったのでございますが、その後の状況と招聘の見通しについてお聞かせください。

もちろん、医師を招聘することは簡単なことではありません。どのまちもどの病院も医師の確保に最大限の努力を尽くしています。その中でのいわば闘いですから、持てる力と知恵を尽くした特別な体制、特別な対応が求められているのではないかと思うのです。医師の招聘と医師スタッフの確保に特化したプロジェクトを構築するなど、より積極的で具体的な取り組みが必要ではないかと考えるものです。見解をお聞きするとともに、企業団としての対策をお尋ねいたします。

若い世代に医療や看護に興味を持ってもらうことも重要です。また、中学生や高校生の中には医療に関心を持っている生徒も少なくないでしょう。そんな彼ら彼女らに、一日医師・看護師体験などといった取り組みを通して医療の現場に接してもらう機会をつくってはどうでしょうか。地元から医師を養成するという長い視野での取り組みが必要であり、それもまた企業団の役割の一つだと考えるものです。いかがお考えかお示しください。

次に、新病院の建設にかかわって質問いたします。

建設工事の入札も終わり、いよいよ工事が始まりました。順調に安全に工事が進むことを願うものであります。

まず、その入札について何点かお尋ねします。

建設工事のうち建設主体工事、電気設備工事、医療電気設備工事は入札が不調となり、随意契約により業者を決定したとお聞きしています。

そこで、お聞きしますが、なぜそれらは不落札となったのか、その際、再入札を行うのではなく、随意契約とした理由は何か、さらに業者の決定はどのようにされたのかそれぞれお聞きします。

特に建設主体工事ですが、この入札に限っては制限つき一般競争入札、落札金額だけではなく、いわゆる 技術評価点も含めた総合評価落札方式になっていたと思います。その結果はどうだったのかお示しくださ い。また、これらの評価内容を公開すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今回の入札は、さまざまな社会状況が反映した結果だとも思いますが、結局これら入札の結果、建設事業費はどのような規模となったのか、また当初計画と比べてどのような差が生まれたのか、それによる財政計画への影響はどうなるのかそれぞれお尋ねします。

広域紋別病院基本計画の中では、建設事業費を1平方メートル当たり30万円と規定しておりました。これは建設費用が1平方メートル当たり30万円を超える病院事業債については、普通交付税措置が行われないとなっていたからだと思います。これとの関連で、1平方メートル当たり30万円以下としていた建設費用はどうなったのか、またそれによる影響はないのかお尋ねします。

病院本体とともに、医師の公宅の建設も始まると思います。それはどのような規模となるのかお聞かせください。

次に、新病院のあり方と住民との関係について質問します。

新病院の建設が始まり、期待が高まる一方、それがどんな病院となるのか少なくない不安と戸惑いも住民は抱えているのではないかと思います。それは医師の確保を含めた運営面での不安はもちろんですが、新病院ではどんな医療を受けることができるのか、これまでとはどう違うのか、どんな内容の新しい医療機器が導入され、それで診療がどう変わるのか、それらが余り明確に見えてこない、そして最終的に目指すべき広域紋別病院の姿はどのようなものなのか、新病院スタート時はその何割程度のものなのか、それらが住民には明確に伝わっていないのではないかと思えてなりません。それらを繰り返し住民に伝えることで、新しい病院への期待と信頼が高まるのではないでしょうか、それが住民一人ひとりが当事者として病院を支える力となるのではないでしょうか。

以上の内容について見解をお聞きするとともに、新病院の建設内容を含め、住民への説明の機会をもっともっとつくるべきだと考えますが、いかがお考えかお示しください。

次に、院外薬局の整備についてお聞きします。

かねてより院外薬局の整備を予定していた土地が北海道から紋別市に所有が移管されようとしています。 これはさきの第3回紋別定例市議会で取得費用2,000万円の補正予算をもって可決されました。企業団議会 として、これら一連の動きについて、まずその理由と内容をお尋ねします。

その上で、企業団として院外薬局の整備及び配置について、紋別市とその協議状況を含め、その考え方を お聞きするものです。

さらに、院外薬局以外の土地の活用についても企業団としての見解をお尋ねします。

最後に、現在の病院施設のあり方について質問します。

現病院施設は、新病院完成後、解体される予定となっています。そこで、その後の土地の活用についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

その中でも精神科病棟についてですが、これも紋別市議会の一般質問に答える形で教育長が、新しい紋別市の青年の家として活用したい旨の発言がありました。言うまでもなく、精神科病棟は企業団の持ち物です。紋別市が精神科病棟を新青年の家とする構想を持っている、これは事実なのでしょうか。既に紋別市と企業団との間で協議がなされていると考えてよろしいのでしょうか、もしそうだとしたら、その内容を含めそれぞれお答えいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わりますが、再質問については留保いたします。

### 〇議長(柴田 央君) 答弁を求めます。

千賀企業長。

### **〇企業長(千賀孝治君)** それでは、野村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、医師の招聘の現状と見通しについてであります。

1点目の現状と見通しにつきましては、現在、常勤医師は私を含めて14名体制となってますが、札幌医科大学の支援により10月1日から、課題でありました循環器内科の常勤医師1名の派遣と産婦人科の非常勤医師1名の配置が決定しております。また、現在複数の診療科医師とも個別的に働きかけを行っており、さらなる常勤医師招聘の実現に向け、精力的に取り組んでいるとこであります。

2点目の医師及び医療スタッフの招聘のための取り組みにつきましては、これまでも継続して北海道や紋別市と連携を図り、札幌医科大学及び旭川医科大学に対し、医師派遣の要請を行っていると同時に、企業団といたしましても、既に院内において医師・医療従事者確保戦略会議を設置し、常勤医師等の幅広い人脈に

よるネットワークを活用した中で医師との面談を行うなど、常勤医師招聘に向け精力的に取り組んでいるほか、民間医師紹介業者の活用や、各種医療情報紙への広告掲載など、医師確保対策に努めております。

また、看護師等の医療スタッフの招聘につきましては、道内の看護師養成施設等を個別に訪問し、求人活動を実施するとともに、紋別市とも連携し、昨年度創設した看護師等修学資金貸付制度により、地元紋別高等看護学院生に対し、昨年度4名、本年度7名の貸し付けを行っており、人材の確保に努めているところであります。

3点目の医師及び看護師養成への取り組みにつきましては、毎年、札幌医科大学医学部学生の施設体験実習の受け入れや、地域医療を理解するために夏休みを利用した医学生の実習受け入れなどを積極的に行っており、当院の機能や役割、さらには紋別市の魅力などをアピールしております。

また、看護師につきましては、毎年、看護の日に合わせ、将来看護職を目指す西紋地域の高校生を対象に、ふれあい看護体験を開催しており、本年度は紋別高校の生徒21名が参加しております。その他西紋管内の中学、高等学校を対象に看護師の職業体験実習の受け入れも行ったほか、今年度においては興部町で開かれた中学生を対象とした医療体験学習会に当院の医師を派遣し、医療への関心を広めることの支援を行ってきたところです。

企業団といたしましては、今後とも積極的に学生の実習受け入れを行い、地域の医療従事者の養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、新病院建設に関してでありますが、1点目の建築主体工事、電気設備工事及び医療電気設備工事の 入札が不落札になった要因につきましては、東日本大震災の復興需要や北海道新幹線の関連工事等に加え、 国の緊急経済対策により公共事業が増加されたことなどにより、建設資材単価の急激な上昇や技術者、労務 者の不足に伴う人件費の上昇などが重なったことが影響したものと考えております。

2点目の随意契約とした理由につきましては、再度の入札を行う場合には、工事内容や資材単価、人件費などの積算見直しを行うことにより概算工事費が増額となること、また、改めて公告等の手続きを経なければならず、落札者の決定まで、さらに3カ月程度の日数が必要となり、新病院の開院予定がおくれ、病院の今後の運営にも多大な影響を与えるおそれがあったためであります。

3点目の随意契約の決定につきましては、総合評価落札方式を採用した建築主体工事においては、7月 12日に開催した総合評価審査委員会において総合評価落札方式を維持することを確認するとともに、入札業 者の技術評価を行ったところであり、企業団としては技術評価点が高く、かつ最低入札者より順次随意契約 の協議に入ることを決定したところであります。

また、制限つき一般競争入札で行われた電気設備工事と医療電気設備工事においても入札が不調となったことから、最低入札者との随意契約に移行することといたしました。

4点目の建築主体工事の総合評価落札方式の結果等につきましては、総合評価落札方式を尊重しつつ、最終的には技術評価点が最も高く、かつ入札価格の最も低い入札者と随意契約が成立できたことは、事業費の増加を圧縮したほか、予定していた開院までのスケジュールを実行できるなど、企業団としては評価できるものと考えております。

また、評価内容の公開につきましては、総合評価落札方式では入札の公告時において落札者決定基準を公表しているほか、落札者の決定後においては速やかに落札業者名や評価点数、さらには落札価格などを企業団のホームページで公表しております。

5点目の建設事業費の契約額につきましては、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、医療電気設備工事及び医療機械設備工事の合計額は37億1,175万円であり、基本設計段階の本体工事に係わる概算事業費34億5,500万円に対し2億5,675万円、7.4%の増となっております。

また、契約額における財政計画への影響につきましては、建設の事業費のみで判断されるものではなく、 病院運営による収益的収支との総合的な判断も必要となりますので、今後、それらの状況を十分見きわめて 判断してまいりたいと考えております。

6点目の地方交付税との関連でありますが、病院棟建設工事契約額を病院棟延べ床面積で割りますと1平 方メートル当たり32万448円となっております。地方交付税の算定に当たっては、施設整備費のうち1平方 メートル当たり30万円以内という要件はありますが、災害拠点病院の指定を受けている当院は、免震装置、 自家発電装置、ヘリポート、災害備蓄倉庫などの施設整備費は、別途、対象事業費として算定されます。

7点目の医師公宅の建設についてでありますが、現在、医師公宅用地と併設する職員駐車場用地の配置計画等を策定中であり、それを踏まえて、来年度1次整備として医師公宅、木造一戸建てや共同住宅を建設する予定であります。

なお、住宅の建設戸数等につきましては、既存住宅の耐用年数あるいは医師の確保状況も考慮しながら決 定してまいりたいと考えております。

次に、新病院のあり方と住民の関係についてでありますが、新病院は引き続き西紋地域のセンター病院として、2次医療、2次救急としての役割を担っていくことになり、現状17科の診療体制を継続してまいりますが、循環器内科や産婦人科、麻酔科などの常勤医の充実を図りながら、地域医療ニーズに応えてまいりたいと考えております。

また、CTやMRIなど高額な医療機器につきましては、新病院の開設に合わせて最新の高性能型に更新することにより、検査が迅速化され、精度の向上も図られるなど、疾病の早期発見や早期治療につながるものと考えております。

また、新たに電子カルテなどの医療情報システムを導入することにより、診療録、各種検査、画像情報などの患者情報が院内で共有化され、検査データの迅速な提供や会計待ち時間の短縮など、患者サービスの向上や安全性の確保、業務の効率化が図られるほか、2次救急医療機関である遠軽厚生病院や3次医療機関である北見赤十字病院などとの情報共有が可能となり、緊急時における迅速な医療連携体制が構築され、これまで以上に安心・安全な医療の提供が受けられる環境が整うものと考えております。

また、設備面に関しては、外来診療では診察室や放射線、各種検査ゾーンが集約化されることにより、スムーズに診察が受けられるようになるほか、入院部門に関しましても新たに特別室が設けられ、個室も増えるなど、療養環境の向上が図られるものと考えております。

また、住民に対しましては、これまでも企業団のホームページによる周知や、西紋構成市町村の広報誌への情報提供に努めたところでありますが、今年度からは、さらに病院広報誌の定期的な発行を決定しており、今後はこの広報誌の中で、随時医師による最新の医療情報や看護などの各部門の紹介のほか、新病院建設の進捗状況などについても広く住民に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、院外薬局の整備についてでありますが、1点目の院外薬局等の整備地が北海道から紋別市に所有が 移管される理由につきましては、道有地である紋別北高跡地については、平成25年2月病院敷地や医師公宅 の整備に必要な土地を企業団に、保育所や児童館、さらに市道等の整備に必要な土地を市にそれぞれ道から 譲与を受けたところであります。

また、残存する道有地については、市において道が条件つきで民間事業者へ売却し、院外薬局及び医療、 介護用品等の店舗が整備されるよう道と協議を進めておりましたが、市から要請のあった条件を付した売却 はできないとの道からの回答があったことから、改めて市において土地を購入し、条件つきで民間事業者に 売却することとしたと承知しております。

2点目の院外薬局の整備、配置につきましては、紋別北高跡地については移転改築が決まったと同時に、 紋別市とも協議を重ね、土地の全体利用計画を策定したところであり、通院患者等の利便性の向上を図るため、本用地内で、なおかつ病院やバス停に隣接した位置に院外薬局が適正に整備されることが望ましいと考えております。

3点目の薬局以外の土地の活用につきましては、企業団といたしましては、通院患者や入院患者を見舞う家族、さらには隣接地に建設する医師公宅に居住する医師やその家族等の利便性を確保する観点から、医療や介護関連用品のほか、生活に便利な日用品等を購入できる店舗が整備されることが望ましいと考えております。

次に、現在の病院、施設のあり方についてでありますが、1点目の現病院の土地の活用につきましては、 企業団としては紋別北高跡地に新病院が完成し、現病院からの移転が完了する平成27年度において、老朽化 した病院建物を解体する予定であり、企業団としては現病院敷地の利用計画はないものと考えております。

2点目の紋別市における新青年の家の構想につきましては、市としては現在ある青年の家を地域コミュニティ活動機能も備えた総合研修センターとして、市内公共施設を活用した中で、移転、建築することを目指しており、その移転先や活用する公共施設として、当院の敷地及び精神科病棟の建物が候補として挙げられ、現在検討に着手されたと承知しております。

3点目の企業団との協議につきましては、現病院建物や土地につきましては、企業団が北海道からの移管の際に譲与を受けた財産であり、道と締結した譲与契約書においては、病院業務としての用途指定や指定期間等が定められております。このため、病院建物や跡地の利用に当たっては、道との協議が必要となることから、紋別市に設置された広域紋別病院跡地利用計画検討会議等を通じて、逐次契約内容等についての情報を提供するとともに、企業団と市の双方が有益となる活用策について必要な協議を進めているとこであります。

以上、お答え申し上げます。

## 〇議長(柴田 央君) 野村淳一君。

**〇4番(野村淳一君)** ご答弁ありがとうございました。基本的には大筋理解をいたしました。

重ねて何点か再質問させていただきます。

最初に、医師の招聘の問題でございましたが、今企業長からのご答弁で、10月から循環器の医師が配置を されるということをお聞きしました。非常に喜ばしいことですし、市民にとっても一つの光明だなあという ふうに思います。やがてこれがチームとして循環器がきちんと紋別で機能することを願ってやみません。こ れまで企業長を中心にして医師招聘に努力されてきたことに改めて敬意を表したいと思いますし、これから も引き続き努力のほどよろしくお願いしたいというふうに思います。

入札の問題についてであります。

今ご答弁をいただきました。確かに今いいか悪いか、いわゆる社会情勢が急激に変化をして、大震災ある

いは北海道で言えば新幹線で資材が高騰する、それから労務単価が上がるという、そういう時期にちょうど重なったという状況で、こういう結果になったんだろうなというふうに思いますが、結局不落札になり、そして随意契約、そしてその中で一番安いところと随意契約しながら、それが基本的には契約にこぎつけたんだというふうなお話だったと思います。それが今広域紋別病院側として、これが最善の策だったというふうに判断していいのかどうか、それを認識を示していただきたいというふうに思います。

結果的には2億5,000万円以上、当初の概算よりも建設費用が増嵩いたしました。これはこれからどうやってそれを賄っていくかこれからの問題でもありますが、同時に私は財源も一定この問題で変化があるのかなというふうに思っています。基本的には病院事業債、そして紋別市の過疎債が中心になっていると思いますが、この財源について、この新たな工事費用が増嵩されたことによってどのように変化があるのかお示しをいただきたいと思います。

参考までにこれもお聞きしたいんですけど、先ほど37億円程度という話がありましたが、普通交付税の措置というのはどの程度の割合になるのかお聞きしたいんです。

病院事業債は、普通交付税の措置が大体22.5%だというふうに承知をしています。同時に過疎債は、もちろん7割が地方交付税だというふうに思います。全体の工事費用のうち、交付税措置されるのは何割程度、金額としてもしわかるんであればお示しをいただきたい。いわゆる病院本体として幾ら返さなきゃならないのかということが逆な数字として見えてくるのかなと思いますので、それについてもちょっとわかればでいいですが、教えていただきたいと思います。

それと、院外薬局の問題についてだけちょっと理解をいたしましたが、この土地は5,000平米ということになります。確認を兼ねてですが、バス停の近くに院外薬局を配置をするという話でした。これは我々も議会としても何度もこの問題を議論してきたところです。確認ですが、5,000平米の土地です。

まず、院外薬局向けに、何平米かわかりませんが、分筆をして、そしてそこで院外薬局をまず配置をする、入札するということなのか、売買をするということで確認してよろしいのかどうか教えていただきたいと思います。

それと、これも一つ従来から私気になっていた問題なんですが、実はこの院外薬局の土地にはバス停が設置されます。これはちょうど病院の裏で新しくできる市道に設置されるバス停ですから、最もここが一番利用者が多いバス停になると思います、院外薬局もあるわけですから。ここにバス待合所みたいなものはどのように考えられているのかなんです。北海道ですから冬は寒さもあります。秋、春先寒いです。野ざらしというわけには、もちろんいきません。しかし、5人も入ればいっぱいになるような小屋でというのも私はいかがなものかなあと思います。文字どおり、ここは病人の方が弱者の方がいるわけですから、一定暖房も入っていてゆとりを持って、あるいはトイレも設置をされたような待合施設が必要ではないのかなあと考えていますが、それについての何かお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

最後に、精神科病棟の問題なんです。

実は、これまだ協議は本格的にされていないのかもしれませんが、これは紋別の教育長が答弁でこう答えてるんですよ。精神科病棟の建物を有効に活用したいと、和室なども使い、最大140まで収容できるものを想定している、バスケットボールコートサイズを満たすことができる体育館、自然の美しさを感じながら食事ができる食堂などを新設するとともに、子供たちの成長に欠かすことのできない屋外の体験施設を整備する、こういう話をしてるんです。極めて具体的なんですよ。先ほども言ったように、これまだまだこれ道か

ら譲り受けたもので用途が制限されているものです。このことを私悪いと言ってるわけじゃないんですが、 どうも私は釈然としないものが残ってしまいます。

この辺について、改めて企業団との考え方、今後の方向性について考え方をお示しいただきたいんですが、同時に我々病院議会として、これ大切な問題なんですよ。全体にかかわる問題でもあるんです。これ市と協議するのはいいんですけど、決まってからこうなりましたと言われたってしょうがないんですよ。なので、こういう問題はぜひ我々議会とも情報を共有していただきたい、そしてやはりその問題についても議論の場を設けていただくようにしていただきたいというふうにも思うんですが、それについても考え方も含めてお聞かせください。

○議長(柴田 央君) 野村議員、1点目の医師の問題は要望でいいんですね。

それでは、答弁を求めます。

高野事務局次長。

**〇事務局次長(高野昭一君)** それでは、私のほうからは、随意契約の方法が最善であったかという点につきまして、お答えをしたいと思います。

先ほど企業長のほうからも答弁にありましたけれども、今回建築主体、それと電気と医療電気につきましては随意契約という方法をとっております。

先ほど企業長から述べたとおり、まず随契に持っていくか、あるいは再公告をするか等々の方法はありますけれども、今回優先したのは開院、それと工事のできる限り本体工事に一日も早く着手をしたいという思いを持ちまして、随意契約以外であれば二月、三カ月がその準備にかかるということもありまして、当然開院のほうもおくれてくるということもありまして、病院の今後の運営にも多大な影響を与えるということを考えまして、方法につきましてはこの随意契約に持ち込んだわけですけども、これが企業団としても最善、最良の選択だったというふうには思っております。

次に、バス停の関係でありますが、分筆の関係でありますけれども、バス停の近くに院外薬局ということで、今市のほうでお聞きするのは、小さい薬局も来れるようにという形での分筆あるいは日用品等の店舗も参入できるような分筆ということで、今はまだ決定しておりませんけれども、そういうふうな形で分筆の作業をしているというふうには伺っております。

次に、バス停の関係でありますけれども、バス停につきましては、今市のほうでは建設をしていくという 方向で進んでいるというふうには聞いております。当初は、例えば院外薬局の中に待合があってもいいので はないか等々の考えありましたけれども、今市でということでありますけれども、今分筆、市のほうで院外 薬局の分筆を今検討しておりますけども、それとあわせてそのバス停も、市では市で建てていく方向では今 進んでおりますけれども、その辺も今含めて全体そのバス停については建てると、待合所を建てるという方 向で今進んでおります。

その中で、先ほど暖房、トイレ等の話、それとそんなに少人数ではなくて大規模の待合所というお話ありましたけれども、それ今現在含めて、現在の利用形態、そこに設置されたときの利用規模等も含めて暖房、トイレ、その大きさ等々については、現在検討しているところであります。

以上です。

- 〇議長(柴田 央君) 久保田事務局長。
- **〇事務局長(久保田政弘君)** 2点目の建設工事の財源対策等についてお答えいたします。

企業長の答弁でも申し上げたんですけども、単価等の上昇ということで2億5,000万円程度、設計段階より増えております。

それで、全体的な事業費については建設関係については37億円程度かかっております。それで、そのうち半分が過疎債、半分が病院事業債ということで、それぞれ財源対策がなされます。病院事業債については22.5、それから過疎債については7割程度が算入されまして、それが紋別市から負担金という形で企業団に来る形になっております。総額的には、厳密には利子等の変動等もございますので申し上げられませんけども、約4割7分か8分程度財源があるというふうにご理解をしていただければと思います。

償還額につきましては、病院事業債は30年ということでロングのスパンの中で償還しますし、過疎債については12年ということで、そこら辺の財源対策につきましても運営費、それから事業費98億円プラス退職金の5億円、合わせて103億円ございます。そういった部分とあわせて基金の運用利子等もありまして、その中で配分しながら財政計画を持って償還していくことになろうかと思ってます。

先ほども申し上げましたけども、平米30万円ということになっとりますけども、災害拠点病院ということ もございまして、今申請段階でございますけども、最大限財源が確保できるよう努めております。

それから、精神科別棟の関係でございますけども、先ほど企業長からご答弁申し上げたんですけども、市 議会のほうでは総合学習センターですか、そういったことで構想がございますけども、まだ具体的には進ん でおりません。市のほうはいろんなプランを立ててるような話はありますけども、何分にも土地、建物につ きましては企業団の土地でございます。先ほども言いましたけども、用途指定、それから期間等も定まって おります。企業団は、基本的には病院が移転後は北高跡地のほうへ行きますので、現病院の跡地につきまし ては、基本的には利用目的はございません。

そんなことで、当初の予定では全体解体をする予定でございましたけども、市側でそういった構想が上がってきたということで今協議にはなっております。財産の所有が私どものほうにありますので、それが決まり次第、決まるかどうかちょっとわからないんですけども、決まり次第、当然企業団の議会を開いて財産の処分、建物等については当然財産の処分の議決等も要しますので、そういった部分は議会にかけていかざるを得ないのかなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

### ○議長(柴田 央君) よろしいですか。

以上で一般質問を終わります。

日程第4、報告第1号を議題といたします。

報告第1号について提出者の説明を求めます。

久保田事務局長。

**〇事務局長(久保田政弘君)** ただいま上程されました報告第1号平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計 資金不足比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度決算の資金不足比率の概要について要点 のみご説明させていただきます。

資金不足比率とは、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引いた額が赤字の場合、その赤字額を事業の規模で除した比率で、これが経営健全化基準である20%以上となりますと経営健全化計画を策定し、事業の効率化を図り、資金不足を解消していかなければなりません。

企業団の平成24年度病院事業会計決算における資金不足比率は、流動資産が4億1,266万203円に対して、 流動負債が1億7,742万5,657円で、その差し引き額2億3,523万4,546円が資金剰余となり、資金不足は発生 しておりません。

以上でご報告を終わりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(柴田 央君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第5、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

本案について一括提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

**〇企業長(千賀孝治君)** ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を一括してご説明申し上げます。

このたびの専決処分の議案につきましては、北空知圏学校給食組合が、議案第1号における北海道市町村総合事務組合及び議案第2号における北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入において、当該組合を構成する団体の議会の議決が本年6月28日までに必要としたため、当該組合における共同事務処理に必要な規約の一部を変更する規約の承認に関して、本年6月25日付をもって専決処分を行ったことにつきまして、議会の承認を求めるものであります。

以上で提案理由のご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(柴田 央君) これより質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

議案第1号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決しました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決しました。

日程第6、議案第3号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

**〇企業長(千賀孝治君)** ただいま上程されました議案第3号平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算 の認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

広域紋別病院企業団病院事業会計決算書の2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出にかかわる決算額でございますが、収入及び支出とも22億3,961万1,379円と同額になっておりますが、基金収入補助金8億528万5,245円をもって収支の均衡を図っており、この基金収入補助金が収支不足額となっています。

次に、資本的収入及び支出にかかわる決算額でございますが、決算書の4ページをお開き願います。

資本的収入額58億7,839万7,959円に対しまして、資本的支出額は58億8,559万4,656円となっており、収支不足額につきましては、基金収入補助金5,497万7,959円をもって一部を賄っているほか、過年度分損益勘定留保資金719万6,697円により補填しております。

以上、地方公営企業法の規定により決算を了したところであり、提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議長(柴田 央君) 久保田事務局長。
- ○事務局長(久保田政弘君) それでは、ただいま上程されました議案第3号平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付しております決算書に基づきご説明申し上げますので、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収支からご説明いたします。

なお、説明に際しまして予算額は合計額のみ説明させていただきますので、ご了承願います。

収入及び支出についてはいずれも同額となっており、1 款病院事業収益及び病院事業費用はいずれも予算額22億6,256万7,000円、決算額22億3,961万1,379円で、予算額に対し2,295万5,621円の減となっております。

なお、収支不足額は基金収入補助金8億528万5,245円をもって収支の均衡を図っております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収支の収入についてでありますが、1款資本的収入は予算額58億7,881万8,000円、決算額58億7,839万7,959円で、予算額に対し42万41円の減となっております。

次に、支出についてでありますが、1款資本的支出は予算額58億8,601万5,000円、決算額58億8,559万4,656円で、不用額42万344円となっております。

なお、収支不足額は基金収入補助金5,497万7,959円により収支不足額の一部を賄っておりますが、当該補助金で賄うことのできない額である資本的収入額が資本的支出額に不足する額719万6,697円につきましては、過年度分損益勘定留保資金をもって補填しております。

次に、5ページをお開き願います。

平成24年度広域紋別病院企業団病院事業損益計算書であります。

1、医業収益12億7,411万8,901円から2、医業費用21億9,259万5,845円を差し引いた医業損失は9億1,847万6,944円であります。

次に、3、医業外収益9億2,491万1,423円から4、医業外費用163万249円を差し引いた医業外利益は9億2,328万1,174円であり、医業損失から医業外利益を差し引いた経常利益は480万4,230円であります。

次に、5、特別利益4,058万1,055円から6、特別損失4,538万5,285円を差し引いた損失480万4,230円と同額であります経常利益により、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金につきましては発生しておりません。

次に、6ページをお開き願います。

平成24年度広域紋別病院企業団病院事業剰余金計算書であります。

資本金の部の自己資本金でありますが、前年度末残高46万8,969円で、当年度変動額等に増減はありませんので、当年度末残高も同額であります。

借入資本金は、前年度末残高に当年度企業債発行額を加えた6,680万円が当年度末残高であります。

次に、剰余金の部の資本剰余金でありますが、前年度末残高に当年度変動額を加えた額が当年度末残高であり、それぞれ受贈財産評価額が21億1,172万1,389円、道補助金が1億264万6,201円、紋別市負担金が6,680万円であります。

利益剰余金は、当年度変動額等に増減はなく、当年度末残高はゼロであります。

資本合計では、前年度末残高に当年度変動額 3 億1,042万7,959円を加えた23億4,843万6,559円が当年度末 残高であります。

次に、平成24年度広域紋別病院企業団病院事業剰余金処分計算書であります。

利益剰余金処分額はありませんので、当年度末残高と処分後残高は同額となっています。

次に、7ページをお開き願います。

平成24年度広域紋別病院企業団病院事業貸借対照表であります。

資産の部では、1、固定資産のうち、(1)有形固定資産、イの土地からチの建設仮勘定までの合計に(2)無 形固定資産はイの電話加入権及び(3)投資、イの有価証券からハの基金を加えた固定資産合計は106億 2,852万1,972円であります。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2、流動資産は(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品及び(4)その他流動資産の合計で4億1,266万203円であります。1、固定資産に2、流動資産を加えた資産合計は110億4,118万2,175円であります。

次に、負債の部でありますが、3、固定負債は主に資産の部の投資の相手科目であります (1) その他固定負債85億1,531万9,959円であります。流動負債は (1) 未払金に (2) その他流動負債を加えた 1億7,742万5,657円であります。3、固定負債に 4、流動負債を加えた負債合計は86億9,274万5,616円であります。

次に、9ページの資本の部でありますが、5、資本金は(1)自己資本金に(2)借入資本金を加えた6,726万8,969円であります。6、剰余金は(1)資本剰余金、イの受贈財産評価額からハの紋別市負担金までの合計22億8,116万7,590円であります。資本合計が5、資本金に6、剰余金を加えた23億4,843万6,559円でありますので、8ページの負債合計を加えた負債資本合計は110億4,118万2,175円であります。

次に、10ページから18ページまでは事業報告書でありますが、内容は概況、工事、業務、会計であり、ただいまご説明いたしました決算に関連した資料で記載のとおりでありますので、ご通覧願います。

以上、平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算のご説明を終わらさせていただきますので、ご審 議いただきますようよろしくお願い申し上げます。 **〇議長(柴田 央君)** 次に、企業団病院事業会計決算について監査委員の意見を求めます。

斉藤監査委員。

○監査委員(斉藤博哉君) それでは、平成24年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算審査の概要についてご 説明いたします。

審査意見書の1ページをお開き願います。

総体的な計数につきましては、ただいま事務局長より説明がありましたので省略をさせていただきます。 審査の対象は、地方公営企業法第30条に定める事業報告書など関係書類でありまして、その審査の期間は 本年5月31日から7月31日までで、決算報告書ほか関係書類を照合、精査し、計数の正確性を確認いたした ものでございます。

また、予算の執行状況とともに、現金及び有価証券等の残高確認につきましては、例月現金出納検査におきまして毎月確認をしているところでございます。

審査の結果、決算に関する書類はいずれも法令に準拠して作成され、その計数も正確であり、経営成績や 財政状態も適正に表示されていると認めたところでございます。

以上、審査の概要を申し上げましたが、末尾に参考資料を添付しておりますのでご通覧いただきまして、 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柴田 央君) これより議案第3号について質疑を行います。

まず、議案第3号収入支出のうち、支出について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第3号収入支出のうち、支出についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号収入支出のうち、収入について質疑を行います。

野村議員。

○4番(野村淳一君) 最初に、医業収益についてちょっとお聞かせください。

病院の経営の主たるものは入院、そして外来、その医療収入だというふうに思います。

入院なんですが、事業の中身の報告が決算書にも書かれていて、これによると15ページにその数字が載ってはいるんです。1日平均で平成24年度は実績で45人というふうになってます、入院が。前年度は、23年は54人でしたから9人、1日平均で入院患者が減っています。大きな減ではないのかなあと思っています。

この理由をお示しいただきたいんですが、ただ一方で入院収益単価ですね、これが2,500円以上、上がっています。この収益単価の増に関してもお示しをいただきたいと思います。

次に、外来なんですが、外来はほぼ23年と実績では変わらないんですよ、ということですね。ただ、その内容が随分変わってるのかなと思うんです。この下に各科別患者数というのがあるんですが、入院患者の総数は変わらないんですが、特にこれで見ると総合診療科が昨年に比べ3,000人増えてるんですね、あるいは人工透析も1,000人以上増えています。ところが、そのほかこれで見るとどうなんでしょう、整形外科などがそうなんでしょうか、あるいは泌尿器科などの外来が減っています。それで差し引き前年と同じということになったんですが、この辺の患者さんの動向や、何か理由があるとすれば、この辺の内容についてお示しいただきたいというふうに思います。

それと、これは収入支出どちらにも関係するって関係するんですが、損益計算書5ページを見て、特別利益、特別損失ってのがあるんですよ。過年度損益修正益4,000万円ですね、ほぼ。それから、特別損失、過

年度損益修正損4,500万円あるんですね。これは当初の予算では300万円程度で3月に補正を組んでいますが、非常に大きな金額だなあと思うんです。この内容、これ一体何なのか教えていただきたいのと、金額的にはそれほどその修正損、修正益、金額変わらないんで、何かこれ2つ関連があるのかないのかということも教えていただきたいと思います。

#### 〇議長(柴田 央君) 伊藤医事課長。

**○医事課長(伊藤 聖君)** まず、入院患者の昨年度から9人減った理由についてお答えいたします。

入院患者ですけども、市内医療機関あるいは近隣病院からの紹介患者の減少、それとあと手術、外科、整形なんですけども、手術件数が減ったことによって入院患者で23年度決算54人から24年度決算45人、マイナス9人となっております。内訳ですけども、消化器内科でマイナス4.9人、外科でマイナス6.5人、整形外科でマイナス3.1人ということになっております。

次に、外来ですけども、外来件数はほぼ変わりなく23年度決算からも変わりないんですけども、今、野村議員おっしゃったように総合診療科で増えております。総合診療科で2,481万円ほど増えてまして、あともう一つ人工透析の関係なんですけども、24年7月から完全2部制になったということで、こちらの部分で増えた原因と考えております。

その総合診療科の増なんですけども、消化器内科、外科で減った部分が患者さんが総合診療科のほうに回ったと考えておりますので、よろしくお願いします。

収益単価なんですけども、24年度の診療報酬の改定によりまして、ほとんどの収益で診療科で上がっておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、過年度損益修正益、レセプトの診療報酬分で127件、4,030万8,512円ということで、修正損のほうも同じく683件、4,538万5,285円ということで、当初予算より増えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(柴田 央君) よろしいですか。

はい、どうぞ。

**〇4番(野村淳一君)** 最初の入院、それから外来なんですけども、患者さんが減るというのは増えればいいという話でも実はないんだろうというふうに思いますけど、これも努力が必要なんだろうなと思います。

外来のほうなんですが、ということは今まで例えば外科や整形外科あるいは泌尿器科に行っていた患者さんがまずは総合診療科に行って受診をして、それで必要ならそれぞれの科に行くということで、いわゆる受け付け方法が変わったということで理解してよろしいんですね。

その総合診療科なんですが、今総合診療科に対応している専門の医師というのは何人いるのかも教えていただきたいと思います。

それと、この過年度の特に過年度損益の問題なんですが、これ4,500万円あるんです。これはレセプトの査定だと思うんですが、そういうことですよね。レセプトがきちんと正確に記入されていなかったということで、支払基金からレセプトが返戻されて、それに伴って点数が減額されると、いわゆる査定率というものがあります。これはどの病院でも、この査定をできるだけ減らそうという形で努力をされていると思いますが、紋別の場合、この査定率というのは何%程度なのか、そしてこの査定を極力減少するための努力というのはどのようにされているのか教えてください。

〇議長(柴田 央君) どなた答弁ですか。

伊藤医事課長。

**○医事課長(伊藤 聖君)** まず、総合診療科の関係ですけども、内科系の疾患の方が総合診療科のほうに回ってる現状にあります。

査定率の関係なんですけども、23年度0.3%から24年度0.58%ということで、先日も医者、看護師対象に 勉強会を開きまして、査定率を下げようということに取り組んでおりますので、あと医者の関係ですけど も、総合診療科、今ドクターは3名ということです。

以上です。

- 〇議長(柴田 央君) 野村議員。
- ○4番(野村淳一君) 最後になりますけど、その査定率を聞いて驚きました。全国的に、あるいは全道的にも 0.3%程度が大体平均だと聞いていますが、今0.58%と言いましたかね、非常に大きな査定率だというふう に思います。努力をされてるということはありましたけど、これは本当に無駄な損失なんですよ、これ、と いうことになりますんで、これはぜひ査定率を改善する努力を取り組んでください。これは要望にしておき ますよ、とりあえずはね。

最後にお聞かせください。これ24年度の決算状況でした。参考までに言うんですけど、今年度、25年度は 今どういうような患者さんの動向になっているのか、入院あるいは外来、いわゆる予定どおりというふうに 考えていいのかどうか、それも参考までに教えてください。

- 〇議長(柴田 央君) 伊藤医事課長。
- **○医事課長(伊藤 聖君)** 新年度、25年度8月末の状況で、入院ですけども、50.5人ということです。昨年度 決算45人ですので、今のところ5.5人ほど入院では増えております。

外来患者ですけども、23年度、24年度決算より増えておりまして、今5カ月平均で299.8人という状況であります。

以上です。

〇議長(柴田 央君) よろしいですか。

以上で議案第3号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は認定することに決しました。

日程第6、議案第4号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

**○企業長(千賀孝治君)** ただいま上程されました議案第4号平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正 予算(第1号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大規模災害発生時に被災地へ医師等を派遣する際に、災害拠点病院として整備が必要な医療用資器材等整備のための予算及び希望者の増による看護師等修学資金貸付金予算とこれらの財源予算並びに新人看護職員の研修支援にかかわる道補助金予算の補正を行おうとするものであり、予算第3条で定める収益的

収入及び支出において、既決予定額24億1,401万3,000円に348万3,000円を追加し、収入及び支出の総額をそれぞれ24億1,749万6,000円にしようとするものであります。

また、予算第4条で定める資本的収入及び支出において、既決収入予定額15億7,277万1,000円及び既決支出予定額15億8,199万9,000円に440万4,000円をそれぞれ追加し、収入の総額を15億7,717万5,000円に支出の総額を15億8,640万3,000円にしようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明させていただきます。

### 〇議長(柴田 央君) 久保田事務局長。

〇事務局長(久保田政弘君) それでは、ただいま上程されました議案第4号平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げますので、議案第4号補正予算実施計画をお開き願います。

本案は、初めに既決予算第3条で定めた収益的収入及び支出において、既決予定額24億1,401万3,000円に348万3,000円を追加し、収入及び支出の総額をそれぞれ24億1,749万6,000円にしようとするもので、収入において、2項医業外収益、3目補助金に348万3,000円同額を追加し、2項を8億17万7,000円に、3目を6億9,721万7,000円にしようとするもので、内容は基金収入補助金、災害拠点病院機能強化事業補助金及び新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業補助金の増であります。

また、支出において1項医業費用に348万3,000円を追加し23億7,033万1,000円にしようとするもので、2 目材料費に73万8,000円を追加し3億9,558万1,000円にしようとするもので、内容は医療消耗備品費の増であります。

3 目経費に193万5,000円を追加し5億413万5,000円にしようとするもので、内容は職員被服費及び消耗品費の増であります。

6目研究研修費に81万円を追加し808万7,000円にしようとするもので、内容は研究研修旅費の増であります。

次に、既決予算第4条で定めた資本的収入及び支出において、既決予定額に440万4,000円をそれぞれ追加し、収入の総額を15億7,717万5,000円に、支出の総額を15億8,640万3,000円にしようとするもので、収入において1項企業債、1目企業債に160万円同額を追加し、1項及び1目をそれぞれ7億4,150万円にしようとするもので、内容は病院事業債の増であります。

3項補助金、1目補助金に280万4,000円同額を追加し、3項及び1目をそれぞれ9,510万円にしようとするもので、内容は基金収入補助金及び災害拠点病院機能強化事業にかかわる道補助金の増であります。

また、支出において1項建設改良費、2目固定資産購入費に330万4,000円同額を追加し、1項を15億6,793万6,000円に、2目を6,324万9,000円にしようとするもので、内容は備品費の増であります。

3項投資、1目貸付金に110万円同額を追加し、3項を1,547万8,000円に、1目を625万円にしようとする もので、内容は看護師等修学資金貸付金の増であります。

ここで議案第4号第4条にお戻り願います。

既決予算第6条で定めた企業債において、限度額の既決予定額に160万円を追加し7億4,150万円にしようとするものであります。

次に、既決予算第9条で定めた補助金等において、補助金の既決予定額に628万7,000円を追加し、7億

9,231万7,000円にしようとするものであります。

以上でご説明を終わらさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(柴田 央君) これより議案第4号収入支出全部について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第4号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

平成25年第2回広域紋別病院企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

午前11時17分 閉会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員